

論説 アンチ・ダンピング領域における統合の形態

著者	岩崎 美紀子
雑誌名	筑波法政
巻	17
ページ	63-88
発行年	1994-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/00155783

アンチ・ダンピング領域における統合の形態

岩崎美紀子

はじめに

国際経済関係は、八〇年代に大きく変容した。自由貿易体制は、この変容がもたらしたサービス貿易、農業貿易、貿易関連投資、保護主義的措置の増大などに代表される新しい問題への対応を迫られている。

これらを受けての貿易ルールの再編、あるいは新ルールの模索は、多国間ではガット・ウルグアイ・ラウンドで交渉されたが、二国間では米加自由貿易協定（FTA）が注目に値する。なぜならFTAは、ウルグアイ・ラウンドでの交渉事項も含み、かつ二国間では初めての試みである貿易紛争処理機関までも制度化しているからである。

FTAは、経済学からのみでなく、地域統合の観点から見てもきわめて興味深い事例である。経済統合には、加盟国間で関税障壁を撤廃し第三国に対しては各加盟国が自由に関税率を設定する「自由貿易地域の創設」から、加盟国間で関税障壁を撤廃すると同時に第三国に対しても共通の関税率を持つ「関税同盟」、あるいは単一通貨までも持つ「通

「貨同盟」などさまざまな形態がある。FTAは、これらの経済統合の形態の中では、統合の度合いの低い「自由貿易地域の創設」である。

しかしFTAにみる統合の要素は、単に関税障壁撤廃による「自由貿易地域創設」にのみ求められているものではない。「自由貿易地域」「関税同盟」「通貨同盟」といった経済統合の形態から離れ、別の角度から見ると、FTAにおける統合の要素は、その一九章に最も顕著に表れている。

一九章は、アンチ・ダンピングと相殺関税に関する貿易紛争処理の制度化を規定している。ここでは、国家主権の根幹を成す立法権や司法権の一部相互委譲が前提とされている。経済統合の第一段階にすぎない自由貿易地域を創設したと理解され、ECと異なり政治統合までは決してめざさなはずのFTAに、きわめて強い統合の要素が内包されているのである。

本稿の目的は、このようなFTA一九章にみる統合の意味を分析することにある。立法次元での統合のゆるやかな形態であるガットと締約国間の関係、および立法と司法において統一化を行ったECと比較することにより、個別立法と司法審査の共有を実現させたFTA一九章は、統合の新しい形態であることを検証する。分析は一九章が対象とするアンチ・ダンピング領域に焦点をあて、アンチ・ダンピングという市場競争原理をもつとも基本とする領域で、国家主権の一部委譲を前提とする統合がみられることに注目したい。

1 自由貿易における「公正」と貿易摩擦

(1) 貿易摩擦

自由貿易体制の進展は、世界経済の相互浸透を深化させた。しかし、相互浸透の深化は、一方で、摩擦の発生を不可避にする。とくに、戦後の自由貿易体制を支えてきた米国経済の衰退、および日本の経済力の台頭は、世界経済の構図を変化させ、この新しい状況のなかで摩擦は激化している。

自由貿易主義に強力な普遍的ルールが確立されていない現況では、摩擦の増加は止められない。各国では、それぞれ文化・社会・歴史を異にする固有の国内事情をかかえているが、その一方で、モノやカネは容易に国境を越えていく。

このような現実に対処するために、自由貿易のルールの再編あるいは新ルールの策定がガット・ウルグアイ・ラウンドで試みられた。多角的な国際ルールの強化は理想であるが、多くの締約国を含みそれゆえ利害が錯綜・対立し、交渉は難航した。

摩擦の発生が不可避であり、それが経済活動を阻害する状況において、ガットによる国際ルールの強化を待ちながらも、いかに当面の摩擦を処理するかが各国にとってより現実的な関心事となっている。

貿易摩擦への対応は、国家間交渉として行われるのがほとんどであり、二国間交渉の場合は、純粹に貿易問題や係争の産品に関する解決よりも、他の産品や、外交・防衛など他の分野の問題との抱き合わせによる解決をはかるこ

とも多い。貿易係争が生じた場合、当該民間企業や業界は、自国政府を動かシガットに提訴するか、相手国内の裁判所に訴えるしかない。いずれにしても輸出者という私人が、輸入国公法あるいはその運用によつて判断される。貿易摩擦は多くの場合、輸入国内の法律とその運用の問題なのである。

(2) 自由貿易における公正さ

自由貿易は、自由競争に基づく公正な貿易である。しかし、誰が「公正さ」を決め、判断するのかという基本的な問題は残されたままである。

輸出者は、輸入国の考える「公正さ」を「公正さ」と認めざるを得ないのか、それとも各国の通商法規定を超えた国際ルールが「公正さ」を決めるのか、それは可能なのか。いずれの場合も、「公正さ」は無差別に適用されるのか、あるいは、国により、産品により差がつけられるのか。

普遍的公正が未だ成立していない状況で、かつ、一方的な公正を公正とせずに公正さを求めるとすれば、①立法、行政上の相互主義、②司法の手續きの整備の二つが考えられる。この二つの動きのなかに統合の要素をみいだすことができる。

立法、行政面は、国内圧力を受けやすく、政治的、経済的束縛から逃れられない。立法過程は理論的には国内圧力を最も受けやすいが、結果としての法は透明性が高い。しかし、法を運用するのは行政府であり、また、法が行政に立法を委任することもある。実際に貿易摩擦は行政次元で対応されることが多く、行政府の裁量に委ねられる部分は大きい。行政府による対応は、「政策的」判断に依拠しており、「政策的」であるがゆえに即効性や弾力性をもつてゐるが、それが不透明性を生じさせていることは否めない。

行政府の裁量に基づく不透明性は、司法の介入によって減ずることができる。後述するように、司法審査はアンチ・ダンピング法の運用における行政府の裁量をチェックし、透明性を高めることに貢献している。司法は法の番人であるため、法の実体に拘束され、絶対的公正を保障するものではない。しかし、手続的側面では、公正と正義を有している。貿易摩擦への対応として、司法が介入する場合、輸入国側の司法権に基づいており、輸出者は輸入国公法に基づき、輸入国側の判事により審査されるのが一般的である。⁽¹⁾米加自由貿易協定一九章パネルは、輸入国公法に基づき、米加両国の司法官により審査される点が画期的である。

(3) 公正貿易とアンチ・ダンピング

何を基準に「公正さ」を考えるにしても、現実に輸入国は、不公正な競争により勝利を得ようとするものに制裁を与える権限を持っている。その代表が、アンチ・ダンピング関税である。⁽²⁾

アンチ・ダンピング関税は、不公正な競争に制裁を与えることで、自由貿易体制を維持しようとする側面を持つ。と同時に、その運用如何によっては逆に、国際貿易に対し、不当な障害となる恐れも包含している。

アンチ・ダンピング関税は、民間事業者が賦課申請を行うことで、政府調査が開始され、通商法の中で民間事業者の直接関与が唯一可能な分野である。輸入国側の民間事業者が賦課申請を行い、政府が自国産業保護の見地からアンチ・ダンピング法の運用を行った場合、輸出者にとってはアンチ・ダンピング関税は不公正な貿易制限と映ることは否めない。本来、公正な競争を促進することを目的としたアンチ・ダンピング関税は、不公正な輸入制限的措置にもなり得るのである。

2 アンチ・ダンピング規定とその運用—ガット、米國、カナダ、EC—

(1) ガット

(a) アンチ・ダンピング・コード

アンチ・ダンピング関税は、前述のような二面性をもつため、いかに運用するかは自由貿易に重要な意味をもつ。自由貿易体制に否定的な影響を減じるために、ガットはその六条に、アンチ・ダンピングを規定している。しかし、六条自身は、アンチ・ダンピング税の発動要件など、抽象的に定められているにすぎず、また、具体的な手続き規定を欠いていることに由来するアンチ・ダンピング関税の濫用がみられた。

このため、解釈基準の明確化、および手続き規定を整備することを目的に、一九六七年ケネディ・ラウンドにおいて、アンチ・ダンピング・コードが締結された。一九七九年東京ラウンドでこのコードを改正する新しいアンチ・ダンピング・コードが締結され、現在のガット・アンチ・ダンピング・コードとなつている。

現行のアンチ・ダンピング・コードは、その第一条でアンチ・ダンピング関税の賦課は、調査に基づかなければならないことを定めている。調査の中核を成すダンピング要件（ダンピングの事実、価格要件）と、損害要件がそれぞれ第二条、第三条に定められている。

ガット締約国は、ガット的一般協定第六条、およびアンチ・ダンピング・コードを受け、アンチ・ダンピング関連国内法規を設けている。輸入国が、このような国内法を基準にアンチ・ダンピング関税の発動を行うことは、アンチ・

ダンピング・コードに規定されている。⁽³⁾

(b) 賦課の手續きの統一性

アンチ・ダンピングの基本的考え方は、きわめて明快である。すなわち、輸出価格が、正常価額よりも低い場合ダンピングとなり、その差がダンピングマージンとなる。

アンチ・ダンピング関税賦課は、このようなダンピングの事実（価格要件）と同時に、ダンピングが輸入国内の産業に損害を与えているという損害要件を満たす必要がある。ガット・アンチ・ダンピング・コードは、アンチ・ダンピング関税賦課決定は、調査に基づくこと、および調査は価格要件と損害要件を中核として行う旨を定めており、ガット締約国は、この基本を国内法制化している。この限りにおいて、ガット・アンチ・ダンピング・コードを基準として締約国間で関連法規の統一化が行われていることになる。しかしこれは、あくまでも手続き面であり、価格の算定や損害の認定など実体面では各国で違いが見られる。この違いが、アンチ・ダンピング制度が自由貿易の展開に否定的影響をおよぼすか否かを決定する重要な要因の一つとなっている。

(c) アンチ・ダンピング規定の実体の違い

実体の違いは、立法的側面と行政的側面の二つに分けて考えることができる。立法的側面では、ガットと締約国、すなわち国際ルールと国内法規が対象となる。ガットは、アンチ・ダンピング・コードを定め、締約国は、それを尊重する形で関連法規改正を行った。しかしガット・コードの拡大解釈および独自の規定の導入などが一部の国で実行されている。実際にアンチ・ダンピング関税の発動を行うのは輸入国であり、輸入国のアンチ・ダンピング法規が適用されることを考えれば、ガット・コードが強化されない限り、ルールにおける客観性や透明性と運用における裁量

性の乖離は埋まらない。

行政的側面で注目したいのは、輸入国のアンチ・ダンピング法規と行政府によるその運用である。行政府は、法の執行者であるが、アンチ・ダンピング調査では、行政府の裁量の余地が大きいたことが特徴である。たとえば日本では、アンチ・ダンピング関税は関税定率法第九条に定めているが、第九条自体は、基本理念と手続き規定にすぎず、詳細は政令に委任している。比較的详细に法で定めている米国でも、価格算定や損害認定など実際の法の運用においては、情報、統計、技術が集まる行政府の裁量性は大きい。

アンチ・ダンピングに関する問題として、このように①ガットの国際ルールと、実際にアンチ・ダンピング関税の発動を行う輸入国の規定の適合性、②各国の国内法規としてのアンチ・ダンピング法と、その運用における行政府の裁量性、の二点があげられよう。

次節以下では、この二点に焦点をあてて、米国、カナダ、ECのアンチ・ダンピング規定を概観したい。

(2) 米国

(a) 立法上の規定

米国のアンチ・ダンピング法は、一九一六年アンチ・ダンピング法（一九一六年歳入法第八〇一条）として制定された。この法を適用するには、輸出者および輸入者が、米国内産業に損害を与える「意図」を持ってダンピング価格による輸入を行ったとの立証が必要であった。

その後一九二一年に、このような意図の立証を必要とせず、ダンピングにより国内産業への損害があれば、アンチ・ダンピング関税賦課を可能とする一九二一年アンチ・ダンピング法が制定された。この二一二年法は、一九七九年に東

京ラウンドの成果を国内法制化するため、一九七九年通商協定法が制定されるまで有効であった。

一九七九年通商協定法一〇六条(a)により、一九二二年アンチ・ダンピング法は廃止され、一九七九年通商協定法タイトルI、一〇一条により一九三〇年関税法タイトルVII、サブタイトルB、CおよびDが新設された。この新設部分^が、現在の米国のアンチ・ダンピング法の骨格部分となっている。

その後一九八四年に、販売範囲の拡大、数量規制の合意による調査の終結、米国価格におけるサンプリング、平均方法についての規定の導入などの改正があった。また一九八八年包括通商競争力法においては、迂回防止(七八一条a~d)、第三国ダンピングに対するUSTRの権限付与(一三一七条)、川下産品に対するモニタリング(七八〇条)、関連当事者によるインプット・ダンピング(七七三条e)などについての規定の導入による改正があった。

(b) 行政当局による運用

アンチ・ダンピング法を実際に運用する機関は、商務省DOC(価格調査)と、国際貿易委員会ITC(損害調査)である。

米国のアンチ・ダンピング法は、「米国価格」や「外国市場価額」をはじめとするダンピング・マージンの要素の定義を明確に行っている。法におけるこのような詳細な規定は、理論的にはダンピング・マージンの算定に裁量の余地を与えない。しかし実際には、運用において裁量性が発揮される場合が多い。

アンチ・ダンピング法運用における裁量は、政策レベルよりも各ケースごとに実務レベルで発揮される。例えば「正常価額」の算定において、輸出国の国内販売価格を用いるか、それとも構成価額を用いるかの判断や、ある販売支出が直接に関連するの^か、間接的にすぎないの^か、それは適切に立証されているの^かなどの決定である。これらの裁量

は概して技術的であり、直接的な政治圧力からは比較的隔離されている。⁽⁴⁾

政治的操作や運用上の裁量の潜在性が高いのは、手続きにおいてである。もつとも明白な例は、第七三六条(c)「関税の早期決定までの推定関税に代わる担保」のもとでの行政審査を行うか否かの決定である。このような審査は、被告側に有利になっている。一九八三年以降、高まる議会からの保護主義的圧力は、第七三六条(c)の審査要求を認めない方向でD O Cに影響を与えている。⁽⁵⁾

(c) 司法審査

一九七九年通商協定法により、アンチ・ダンピング法の調査手続きに基づくほとんどすべての決定が司法審査の対象となった。米国では、統一的な決定を確保するために、アンチ・ダンピングケースを扱う裁判所の特別制度がある。アンチ・ダンピング決定の主要な司法の専管権限を持つのは国際貿易裁判所である。この裁判所は、商務省、国際貿易委員会、双方の決定を審査する。

(3) カナダ

(a) 立法上の規定

一八七七年関税法改正により、一九〇四年にアンチ・ダンピング規定を導入した。その後一九六九年までアンチ・ダンピング規定の基本原則は、一九五二年関税法第六条に求められる。

一九六九年にガット・アンチ・ダンピング・コードを受け、アンチ・ダンピング法を制定、発効させた。このアンチ・ダンピング法の特徴は次の三点にまとめられる。

①一九六九年まで、アンチ・ダンピング規定に含まれていなかった損害調査を導入。これに伴い、アンチ・ダンピ

ング法廷を創設。

②実質的損害のコンセプトの明確な定義を回避。

③約束の受容についての規定の欠落。

このアンチ・ダンピング法は、一九七九年のガット・アンチ・ダンピング・コードに対応するための見直しが行われ、一九八四年に特別輸入措置法（S I M A）として発効した。

S I M Aの特徴としては、価格調査手続きに厳格なタイム・リミットを設定、価格約束受容の権限の付与、サンセツト条項（原則五年間でアンチ・ダンピング関税廃止）、情報公開を始めたとする価格調査における透明性の増大、アンチ・ダンピング法廷の権限の拡大があげられる。

(b) 運用にみる裁量

現行のアンチ・ダンピング規定は、S I M Aに定められているが、その運用を行うのは、歳入省（価格調査）と、輸入審判所（損害調査）である。

歳入省による価格調査は、情報公開やタイム・リミットの設定などにより、透明性は増大した。これは、最終決定に至る調査プロセスへの関係者の理解を増大させると同時に、歳入省の決定をより詳細なものとした。

大きな裁量が法により運用当局に与えられているのは、価格調査よりも損害調査においてである。S I M Aは「実質的損害」の定義をしておらず、その認定は輸入審判所の裁量にまかされている。

輸入審判所は、損害の調査において、ダンピングだとされる製品の輸入の量、国内価格への影響、カナダにおける生産への影響、価格圧力、カナダ国内で生産され、販売されている同種の製品の価格を大幅に下げているかなどを調

査項目としてルール化している。^⑥

損害調査においてカナダの特徴といえるのは、地域市場（リージョナル・コンセプト）の条項に基づく提訴が多い点である。カナダでは、地域と特定産業が密接に関連しており、これがもたらす地域格差の是正は、国家統合強化において重要課題である。一九七九年のガット・アンチ・ダンピング・コードは地域市場の概念を含んでおり、SIMAはこれを第四条に取り入れている。一九八四年のSIMA発効後三年間に、審判所はこの第四条に基づく審理を七ケースにわたって行っている。そのうち三ケースが肯定的結果となっている。^⑦

審判所による損害調査は、一方でSIMAにより与えられたその裁量度の高さが特徴となっているが、他方で情報公開や調査項目のルール化など透明性の高い審理を行っている点が注目値する。

(c) 司法審査

カナダにおいてアンチ・ダンピング決定に対する司法審査は、歳入省によるダンピング決定と輸入審判所による損害決定の二つに分けて考えなければならない。歳入省のダンピング決定については司法審査の対象となることが法により定められている。損害決定については輸入審判所の決定は最終的であるとされ、限られた形で司法審査が認められているにすぎない。

(4) EC

(a) 立法上の規定

一九五七年のローマ条約は、その一一三条において「共通の通商政策は、特に関税の改正、関税協定および通商協定の締結、自由化措置の統一、輸出政策、並びに、ダンピングおよび補助金の場合にとるべき対策を含む貿易上の防

御措置に関して、一律の原則に基づくもの」とし、対外共通通商政策の規定を定めている。この当時EC域内において、アンチ・ダンピング規則が存在していたのは、ドイツ、フランス、イタリアの三国であり、この国内法の並立は、ECの一体性を損なうものとして、一九六五年、EC委員会は、理事会に対し、EC共通のアンチ・ダンピング規則の採択を勧告した。

これを受け、一九六八年EC理事会は、域外国のダンピング行為に対処するため、アンチ・ダンピング関税に関する基本規則四五九／六八号を制定した。しかし、一九七九年のガット東京ラウンドの結果、アンチ・ダンピング・コードが成立したのに伴い、この基本規則の改正を余儀なくされた。EC理事会は、一九七九年一月に、新たに基本規則三〇一七／七九号を採択し、ダンピングの認定と審査手続きを刷新した。この三〇一七／七九号に修正を加えた基本規則二二七六／八四号が一九八四年に制定された。その後一九八七年に、部品ダンピング規制を組み込むなど、新しい事態への対応および技術的修正を加えた新規則（二四二三／八八号）が一九八八年に制定され、現行のECアンチ・ダンピング規則となっている。

(b) 運用における裁量

ECにおいて、アンチ・ダンピング規則の運用に中心的役割をはたすのはEC委員会であり、調査、事実認定、外国輸出者からの約束の受容などの権限を持っている。閣僚理事会は、委員会からの提案に基づいてアンチ・ダンピング関税賦課の発動と徴収を行うが、調査には加わらない。

アンチ・ダンピング規定の運用において、これらの当局の持つ裁量性の幅はきわめて広い。カナダではとくに輸入法廷が法により与えられている裁量は大きい。透明度の高い運用を行っている。ECの場合は、裁量の大きさと透

明度の低さが併存している。これは次の点から明らかである。まずECでは、アンチ・ダンピング手続きが多くの場合、約束（アンダーテイクング）の受容で終結している点である。⁽⁸⁾ 約束の規定、あるいはそれに類似する規定は米国にもカナダにもあるが、これらの国では余り使われていない。⁽⁹⁾ 約束は、その手続きそのものにおいて当局がかなりの裁量を持つ。アンチ・ダンピング規則は、価格約束と輸出停止約束の二つのタイプの約束を提供しているが、委員会はその多くの場合において、数量約束を受容している。これは輸出者が自身で輸出量を制限するものであるが、ガットではEC規定にあるように、約束は価格と輸出停止の二つであり、その正統性が疑問視されている。

第二は、内部情報公開システムの欠如である。前述した米国やカナダと異なり、ECは内部情報を公開していない。調査当局であるEC委員会がすべての情報にアクセスできる唯一の機関である。このため、アンチ・ダンピング規則の運用における透明性は低くなっている。⁽¹⁰⁾

第三は、「共同体の利益」である。アンチ・ダンピング規則は、アンチ・ダンピング関税の賦課は「共同体の利益が介入を求めていると決定した場合発動⁽¹¹⁾」するとしている。これは、たとえダンピング事実や損害が発見されてもEC委員会が自動的に賦課することを要求するものではない。発動は、「共同体の利益」となるか否かが基準となるのである⁽¹²⁾、それを判断・決定するのが運用当局である委員会なのである。

このようにECでは、アンチ・ダンピング規則の運用において透明性が低く、委員会の裁量の幅が大きい。⁽¹³⁾

(c) 司法審査

米国、カナダに比べてECでは、アンチ・ダンピング調査手続きにおいて透明性が低く、また、アンチ・ダンピング規定運用において委員会が享受する裁量の幅は広い。このため、司法介入による透明性の確保が重要課題であった。

司法審査は、アンチ・ダンピング規則では規定されていない。ローマ条約第一七三条は、EC委員会のとったあらゆる措置に対して司法審査を求めることができるとしていることから、アンチ・ダンピング決定への提訴は理論的には可能である。しかし委員会や理事会は、訴訟の資格を問題とし、司法審査への道は険しかった。

一九七九年七月、理事会による規則四五九／六八の改正により輸出者の権利は改善され、同年のポール・ベアリング・ケースを契機に、司法審査の重要性は増した。その後一九八三年のFEDIOLケース、一九八四年のアライド社ケースを通して、委員会のアンチ・ダンピング決定への提訴は、原告、輸出者、輸入者が行えるようになった。⁽¹⁴⁾

3 アンチ・ダンピング領域における統合の形態

(1) 国際ルールと国家法規の関係―立法次元における連合的統合―

前述した米国、カナダ、ECなどガットの主要締約国は、ガットのアンチ・ダンピング・コードの成立に応じ、自国の関係法規の改正を行っている。国際ルールの制定が、締約国の国内関連法規の改正を実現させており、立法次元における統一化の動きが観察できる。

しかしこの統一化は、基本理念と手続きにおいてであり、アンチ・ダンピング調査や発動など実際の運用は、各国にまかされている。

例えば米国のアンチ・ダンピング規定には、ガット・コードの拡大解釈や自国の判断で盛り込まれた項目が多い。ガットのアンチ・ダンピング・コード五条一項においては、アンチ・ダンピング調査の開始は、①ダンピングの存在、

②損害の存在、③ダンピング輸入(①)と申し立てられた損害(②)との間の因果関係の存在について「十分な証拠」が必要であると規定されているが、米国の規定はこの規定より緩やかなものとなっている。また、国際的に共通のコンセンサスが得られないままに米国が具体的に法制化したインプット・ダンピングなどの項目の増大がある。米国のアンチ・ダンピング法は、このように、国際ルールの裁量的解釈と、上乘せの規定を合わせ持ち、輸出国に対してきわめて高い防波堤を築いている。

ECのアンチ・ダンピング規則も、基本的部分でガットのアンチ・ダンピング・コードに適合させてはいるが、自らの判断で裁量的要素を明確にうちだしている。例えば、部品ダンピングである。一九八四年規則二一七六/八四号制定後、表面化してきた対欧投資の増大に対処するために、一九八七年六月に規則一七六一/八七号により、規則二一七六/八四号を修正し、アンチ・ダンピング関税の対象を、域外産品から域内組立品に拡張した。その目的は、完成品に対しアンチ・ダンピング関税を賦課された域外の製造業者が、当該完成品の輸出に変えてEC域内での生産を開始あるいは拡充することで、当該産品の部品のEC向け輸出を増加させ、完成品のアンチ・ダンピング関税を回避する試みに対処するためである。

この規則は、本来輸入品を対象としたアンチ・ダンピング関税をEC域内産品にも賦課するため、ガットのアンチ・ダンピング・コードとの適合性に疑問を投げかけた。実際に、アンチ・ダンピング関税が賦課されたためにECへの投資を拡大し、現地生産に切り替えているのは日本産品がほとんどであり、特定国を対象とした輸入制限的措置とも考えられる。¹⁵⁾

このようにガット・ルールは、国際ルールとして、基本的には尊重され、締約国は国内関連法規改正を行い、立法

次元における統合の形態がみられるものの、ガット・ルール自身は拘束力をもたないこと、執行は輸入国にまかされていること、細かい規定や運用においては締約国の裁量の余地があることから、連合的な性格しかもたないきわめてゆるやかな統合といえよう。

(2) ECと加盟国—立法次元における単一的統合—

一九六八年以来、ECはアンチ・ダンピングに関する専管権限を有している。新加盟国への暫定期間措置を除けば、加盟国は域外国からの輸入品に対して、アンチ・ダンピング行為をとることは許されていない。石炭と鉄鋼に関して、規則二四二四／八八が適用されているが、それ以外の産品については規則二四二三／八八が共通の規則として機能している。このようにEC規則は、加盟国に拘束力をもっており、アンチ・ダンピング領域において立法機能の一元化が行われ、立法次元におけるユニタリー（単一的）な統合が実現している。

加盟国は共通規則に拘束されながら、運用面において、次の二つの方法でECのアンチ・ダンピング手続きに関与している。第一は、諮問委員会（通称アンチ・ダンピング委員会）を通しての関与である。各加盟国の官僚により構成され、EC委員会官僚が議長をつとめるアンチ・ダンピング委員会は、アンチ・ダンピング手続きのさまざまな段階において、EC委員会から諮問を受ける。委員会は、手続き終了の方法について主に関与しており、たとえば、少なくとも加盟国が反対すれば、EC委員会の約束の受容を行わない。

第二は、アンチ・ダンピング関税の徴収である。実際にアンチ・ダンピング関税を徴収するのは関係加盟国の関税当局である。

しかし加盟国の関与は限定されている。例えば英国は、しばしば輸出国への現地調査に、自国官僚をEC官僚に同
アンチ・ダンピング領域における統合の形態

行させるが、決定に対しては実質的な発言力はない。またドイツは、EC委員会が多くの場合において受容する数量約束（輸出者自身が輸出量を減らす）の正統性を、ガットが価格約束と輸出停止約束の二つしか約束として認めていないことから、問題としているが、決定的影響力はない。

このように、ECではアンチ・ダンピング規則の立法機能の一元化が行われ、またEC規則が加盟国を拘束することから、きわめて強い統合の形態を示している。

(3) FTA一九章パネル—各国立法に基づきながらの二国間司法審査—

一九八九年に発効した米加自由貿易協定の一九章は、アンチ・ダンピングと相殺関税に関わる貿易摩擦の対応を制度化した。一九章には、統合の視点から、注目したい点が二点ある。まず、何が不公正な貿易慣行かのルールづくりである。⁽¹⁶⁾これはとくに補助金に関し、「補助金コード」を作成し、相殺関税の対象となるのはどのような補助金を明確にしようとするものである。このような「補助金コード」は、米加両国に共通するルールとなることから、立法機能の共有という意味で、強い統合の性格をもっている。

一九章は、このような共通ルールの策定に重点をおいているが、それが成立するまでの措置として、アンチ・ダンピングと相殺関税に関する貿易紛争の処理パネルを制度化している。

一九章パネルは、次の点できわめて革新的な貿易係争処理機関である。まず、ダンピングや補助金に対する行政当局の決定に対し、従来は輸入国側の国内で行われていた司法審査を、二国間パネルに代替させたことである。このため、輸入国側の行政当局による通商法の恣意的適用に対しての申し立ては、輸入国内の裁判所でのその国の判事により審査されるのではなく、五人（カナダ二名、米国二名、米加いずれから一名）で構成されるパネルによる二国間審査

となった。⁽¹⁷⁾

第二に、パネルによるこの二国間審査の決定は拘束力を持つ点である。⁽¹⁸⁾ パネルが従来の輸入国側の司法機関による審査を代替し、その決定が拘束力を持つことは、貿易係争の処理が、国内の政治的影響力を受けやすいユニラテラルな場から、バイラテラルでかつ司法の場に移されたことを意味する。

一九章パネルの革新的特徴の第三は、国家間協定の紛争処理機関としては珍しく、民間企業が直接に参加できることである。民間企業は、パネルの設立および審査を要請することができ、審査過程にも参加することができる。さまざまな思惑がからむ政府間交渉に頼らず、経済活動の実績に基づき判断を受けることができるのである。また民間企業は、ダンピングや補助金および損害に関する自国政府の決定に不満を持つ場合、パネル審査を要求することができる点にも注目したい。

パネルがあつかったケースをまとめたものが、表1、表2である。⁽¹⁹⁾

表1は、一九章パネルによる貿易係争処理ケースをパネル運営の視点から一覧した表である。この表が示すように、非常委員会までの一五ケースのうち、一三は米国の行政当局の決定への不満によりパネル設立が要請されたケース(USAケース)であり、カナダの行政当局の決定への不満によりパネル設立が要請(CDAケース)されたのは二ケースである。この事実は、米国の制裁措置発動への不満がきわめて強いことを示唆している。では、誰が不満を持ち、パネルに提訴したのであるうか。

表2は、係争の焦点とパネルの提訴者を、パネル決定が出されたケースについてまとめたものであるが、米国の事業者が自国政府の決定に挑戦しているのも興味深い。米国の事業者のパネルへの提訴は、自国政府の決定が、自身に

表1 19章パネルによる貿易係争処理ケース

ケース番号	商 品	内容	パネル 審査開始	パネル構成	議長国籍	パネル決定	決定内容
USA89-1904-01	ラズベリー	AD	89.3.15	米2加3	カナダ	89.12.15	差し戻し・全会一致
USA89-1904-02	舗装機械部品	AD	89.3.16	米3加2	米国	90.1.24	支持・全会一致
USA89-1904-03	舗装機械部品	AD	89.4.28	米3加2	米国	90.3.7	支持・全会一致
USA89-1904-04	タラ	AD	89.4.26	米2加3	米国		反ダンピングが撤回された為、当事者の同意により審査終結
CDA89-1904-01	200馬力以上の誘導モーター	AD	89.5.1	米3加2			CITTの損害否認の結果当事者の要請により審査終結
USA89-1904-05	舗装機械部品	AD	89.6.7	米3加2	米国		03ケースに同化
USA89-1904-06	豚肉	CVD	89.8.22	米3加2	米国	90.9.28	**・全会一致
USA89-1904-07	レール(シスコ)	CVD	89.9.1	米2加3	米国	90.6.8	差し戻し・全会一致
USA89-1904-08	レール(アルゴマ)	AD	89.9.1	米3加2	米国	90.8.30	支持・一人反対
USA89-1904-09 USA89-1904-10	レール(シスコ・アルゴマ)	損害	89.10.2	米2加3	米国	90.8.13	支持・一部反対
USA89-1904-11	豚肉	損害	89.10.13	米2加3	カナダ	90.8.24	差し戻し・全会一致
USA90-1904-01	舗装機械部品	AD	90.8.14	米2加3	カナダ	91.5.24	差し戻し・全会一致
CDA90-1904-01	200馬力以下の誘導モーター	損害	90.10.31	米2加3	カナダ	91.9.11	
USA90-1904-02	オイル・チューブ	AD	90.11.5	米3加2			審査開始に必要な手続きを期限までにふまずケース終了
USA90-1904-03	シート・パイリング	AD	90.12.19	米2加3	カナダ		当事者の共同申請によりパネル審査終結
ECC91-1904-01 -USA	豚肉		91.3.29	米1加2	米国	91.6.14	11ケースのパネル審査・決定の有効性支持
USA91-1904-01	オイル・チューブ	AD	91.5.16	米3加2		92.3.26	
USA91-1904-02	建設物		91.6.20				パネリスト選出前の7/1に審査終結要請

** : 審査対象となった7プログラムのうち、2プログラムに関してはDOC決定支持、5プログラムはDOCに差し戻し

AD : 反ダンピング

CVD : 相殺関税

CITT : Canadian International Trade Tribunal(カナダ国際貿易審判所)

資料 岩崎美紀子「米加自由貿易協定にみる脱政治的貿易摩擦処理」

『ESP』No241 1992年5月 p.89

表2 19章パネル・ケースの係争の焦点とパネルへの提訴者

アンチ・ダンピング領域における統合の形態

種類	係争の焦点	係争となった商品	パネルへの提訴者	パネル審査結果
ダンピング	ダンピング判定における類似商品の定義	ラズベリー (USA89-1904-01)	民間企業(カナダ)	DOC決定支持 (全会一致)
	価格計算における復元価額使用の正当性	ラズベリー (USA89-1904-01)	3 民間企業(カナダ)	DOCに差し戻し (全会一致)
	ダンピングの対象となる範囲	舗装機械取替部品 (USA89-1904-02)	民間企業(カナダ)	DOC決定支持 (全会一致)
	ダンピング決定に使用された情報の信憑性	レール (USA89-1904-08)	民間企業(カナダ)	DOC決定支持 (一人異議)
	輸出品の物品税の取扱い	舗装機械取替部品 (USA89-1904-03)	民間企業(米国)	DOC決定支持 (全会一致)
補助金	補助金の一般性と特定性	豚肉 (USA89-1904-06)	連邦政府(カナダ) 3 州政府(カナダ)(1) カナダ豚肉協会 カナダ精肉協会	DOCに差し戻し (全会一致)
	原材料への補助金による加工商品生産者の恩恵(移動利益の算定)	豚肉 (USA89-1904-06)	連邦政府(カナダ) 3 州政府(カナダ)(1) カナダ豚肉協会 カナダ精肉協会	DOCに差し戻し (全会一致)
	融資の政府保証	レール (USA89-1904-07)	公営企業(カナダ)	DOCに差し戻し (全会一致)
損害	実質的損害	レール (USA89-1904-09/10)	民間企業(米国)	ITC決定支持 (全会一致)
	損害への脅威	レール (USA89-1904-09/10)	民間企業(カナダ) 公営企業(カナダ)	ITC決定支持 (一人異議)
		豚肉 (USA89-1904-11)	2 州政府(カナダ)(2) 2 民間企業(カナダ) カナダ豚肉協会 カナダ精肉協会	ITCに差し戻し (全会一致)

(1)オンタリオ、アルバータ、ケベック州政府

(2)アルバータ、ケベック州政府

資料 岩崎美紀子「米加自由貿易協定にみる脱政治的貿易摩擦処理」

「ESP」No241 1992年5月 p.90

とつて十分に保護的でないことへの不満が動機となつてゐる。パネルが政府決定を支持している点にも注目したい。表1、表2を通して次の点が明らかにならう。まずパネルは、概して一年以内に決定を行つており、一九章の目的の一つである迅速な係争処理は実現している。また、パネル決定は二つのケースを除き全会一致であり、国籍によるブロック投票が皆無であることを指摘したい。これは、パネルリストが自国政府の決定であつても、国籍や政治性にとらわれずに審査決定を行つてゐることを意味している。

パネルの差し戻し決定を受けた行政当局は、それまで課していた反ダンピング税や相殺関税を低減あるいは廃止しており、輸入国側で一方的に決められた保護主義的制裁措置は、提訴を受けた二国間パネルでその恣意性を問われ、より客観的な措置を迫られている。パネルでは、企業は自身の経済活動の実績に基づき判断され、他の産業や国家の政策に翻弄されない。パネルは係争の争点を明確にし、その争点に関して通商法が客観的に適用されたかを審査し、拘束力をもつ決定を行つてゐる。このようにパネルの実際の活動は、パネルに託された「迅速で透明な貿易係争処理」という目的を忠実に果たしながら機能していることがわかる。

おわりに

アンチ・ダンピング関税は、不公正な競争に制裁を与えることで、自由貿易体制の維持を目的とする。しかし実際には、自国産業保護を目的としてアンチ・ダンピング税賦課を行うことも多い。一九章パネルケースで、米国の事業者が自国政府の決定を不満として提訴しているのは、その決定が十分に保護的でないと受けられたためである。

関税法に基づく輸入制限的措置は、アンチ・ダンピングの他に、相殺関税、セーフガードがある。この中でアンチ・ダンピングは、民間事業者が申請を行うことで政府調査が開始される。アンチ・ダンピング関税賦課決定の最終判断は政府にあるが、民間事業者の提訴により初めてアンチ・ダンピング手続きが開始されることから、関税法の中で民間事業者の直接関与が唯一可能な分野である。

アンチ・ダンピングは、特定国の特定事業者に対してのみ発動されるため、輸入・輸出国双方にとつての打撃はセーフガードよりも小さい。アンチ・ダンピング自体は、関税法の一部であり、非関税障壁と指摘されるさまざまな国内法に比べ、アンチ・ダンピング税賦課の手続き・内容の要件は詳細であり、相対的に透明な法的救済である。とくに米国は、前述したように詳細な規定を法律で定めており、理論的には運用における行政当局の裁量の度合いはきわめて低いはずである。しかし、一九章パネルへの提訴の実態からみると、米国のアンチ・ダンピング法運用は、行政当局の恣意性が高いと受け取られている。

ECにおけるアンチ・ダンピング運用では、EC委員会の裁量の幅は大きく、透明性も低い。行政当局の法運用の裁量性は、司法の介入によつてチェックされ、裁判所がアンチ・ダンピング規則運用の透明性を高めたことは、第二節において指摘したとおりである。行政次元における貿易摩擦処理の不透明性を減じることに司法が果たしている役割は大きい。

FTA一九章パネルは、このような司法面に重点をおいている点に加え、二国間司法審査を実現させた点から、新しい形態の貿易摩擦処理である。第三者としての司法官の存在と、パネル決定は拘束力を持つことから、パネルは国家の司法権の一部委譲と共有という統合の要素を持ち合わせていることになる。また自国の行政当局の決定が、二国

間パネルの司法審査の対象となることから、法運用の適正化が徐々に実現している。

パネルの権限は、米加それぞれの通商法を前提とし、行政当局による法適用の客観性審査に限定されている。パネルは、行政当局の決定を支持するか、差し戻すかのどちらかを決めるのみで、通商法解釈に新しい判例をもたらすことはできない。パネルの司法権はその意味で限定されているが、決定が拘束力を持つことから、差し戻された場合、行政当局は再調査を行わなければならない。

アンチ・ダンピング領域における立法次元の統合としては、ガットと締約国、ECがある。前者はガットに拘束力がないことから、緩やかな統合であり、国家主権を越えることが出来ない。後者は、法とその運用をEC当局に一元化し、加盟国はそれに拘束される強い統合である。

統合の視点からみる一九章パネルの特徴は、立法権の自律と司法権の共有にある。米加それぞれの国の通商法に基づきながら、司法審査は二国間で行われるのである。政治的圧力を受けやすく、各国の国内事情を反映する立法次元においては独立性・独自性を保ちながら、法を適用する行政府の政策性や恣意性を、輸入国でユニラテラルに判断するのではなく、二国間司法審査により客観性を高め、手続き面での正義と公正の共有を行っているのである。立法機能と共有せず、国家主権の根幹をなす司法権の一部委譲を実現させた点が新しい統合の形態として注目されよう。

注

(1) 輸出者は政府を動かし、ガットに提訴することも可能であるが、この場合国家としての対応となる。私人としては、輸入国裁判所への申し立てが唯一の法的救済となる。FTA一九章は、国家間条約でありながら、私人が申し立てを行い司法審査を要請することができる点で新しい貿易係争処理形態である。

(2) アンチ・ダンピング関税とは「ある国から他の国へ輸出される製品の輸出価格が、輸出国における商品に向けられる同種の製品の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合には、当該輸出される製品はダンピングされるもの」、すなわちダンピング輸出が、輸入国内産業に損害を生じさせている場合に、その価格差（ダンピング・マージン）相当額以下で付加される割増関税のことを指す。（ガット・アンチ・ダンピング・コード第二条の一）

(3) 同上 第八条の一

(4) John H. Jackson and Edwin A. Vermulst (eds.), *Antidumping Law and Practice*, University of Michigan Press, 1989, p.124

(5) *Ibid.*, p.124

(6) Canadian Import Tribunal Rules, *supra* note 46

(7) 米国産とうもろこし（CIT—7—86）および米国産たまねぎ（CIT—1—87）ではブリティッシュ・コロンビア州が、スペイン産フェノール（CIT—6—87）では東部カナダがそれぞれ地域市場とみなされた。

(8) 一九八〇年代後半からこの傾向は変化している。

アンチ・ダンピング手続き（一九八〇—一九八七）

調査開始 最終決定 約束の受容

米 国	295	118	5
カナダ	251	143	7
E C	316	71	144

(9) Jackson and Vermulst, *op. cit.*, Table 1から作成

アンチ・ダンピング領域における統合の形態

- (10) Jackson and Vermulst, *op. cit.*, p. 431
- (11) *supra* note 9, Article 11 (1) and Article 12 (1)
- (12) Jackson and Vermulst, *op. cit.*, pp. 61-62
- (13) ECでは、カナダと異なり、アンチ・ダンピング規則は消費者の立場からの世論の標的にならないため、保護主義的圧力に対抗する安全弁が弱いと見なされている。 *ibid.*, p. 407
- (14) *ibid.*, p. 67
- (15) 日本はECの部品アンチ・ダンピング規則に基づく措置はガット違反であるとして、規則の改正ないしは廃止を求めてガット二三条二項に基づく提訴を行った。ガット理事会は、一九九〇年五月に、同規則に基づく措置はガット違反である旨のパネル報告書を採択している。
- (16) 米加自由貿易協定 第一九〇六条
- (17) 同上 第一九〇四条
- (18) 同上 第一九〇四条
- (19) 一九章のパネルが審査したそれぞれのケースの分析については、岩崎美紀子「米加自由貿易協定にみる脱政治貿易摩擦処理」『ES P』 No. 240—No. 241 (一九九二年) を参照